大阪府高病原性鳥インフルエンザ及び

低病原性鳥インフルエンザ防疫対策要領

（第六版）

大阪府環境農林水産部

目　　　　次

前文･･････････････････････････････････････････････････････････････････Ｐ１

第１　基本方針

１　発生予防と発生時に備えた準備･････････････････････････････････Ｐ３

２　発生時の迅速・的確な初動対応･････････････････････････････････Ｐ３

第２　発生予防対応

　　１　指導及び監視体制の強化 ･･･････････････････････････････････････Ｐ４

　　２　自衛防疫の強化 ･･･････････････････････････････････････････････Ｐ４

第３　発生に備えた防疫対応

　　１　高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部

の設置 ･･･････････････････････････････････････････････････････Ｐ５

　　２　発生危険レベル毎の防疫体制 ･･･････････････････････････････････Ｐ５

　　３　防疫マップ及び緊急連絡網の整備 ･･･････････････････････････････Ｐ５

1. 家きんの所有者台帳及び防疫マップの整備
2. 緊急連絡網の整備

　　　　（別表１－１）大阪府高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥

インフルエンザ防疫対策本部（府対策本部）････････Ｐ６

　　　　（別表１－２）府対策本部における各部局の役割･････････････････Ｐ７

　　　　（別表１－３）府対策本部事務局の役割･････････････････････････Ｐ８

　　　　（別表２－１）大阪府高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥

インフルエンザ現地防疫対策本部（現地対策本部）･Ｐ９

　　　　（別表２－２）現地対策本部における各役割･････････････････････Ｐ10

　　　　（別表２－３）現地対策本部と市町村の連携･････････････････････Ｐ11

　　　　（別表３）高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥

インフルエンザ発生危険レベル毎の防疫体制･･･････････Ｐ12

　　　　（別表４）高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥

インフルエンザ発生時の連絡体制･････････････････････Ｐ13

　　４　焼却又は埋却方法の検討 ･･･････････････････････････････････････Ｐ14

　　５　防疫に必要な人員及び衛生資材の確保 ･･･････････････････････････Ｐ14

　　６　自家用家きんの所有者への対応 ･････････････････････････････････Ｐ14

　　７　発生に備えた取り組み･･････････････････････････････････････････Ｐ14

　　８　相談窓口の設置････････････････････････････････････････････････Ｐ14

第４　発生時の対応

　　１　異常家きんの届出等を受けた時の対応 ･･･････････････････････････Ｐ15

1. 家畜保健衛生所の対応
2. 動物愛護畜産課の対応

２　家畜保健衛生所による農場での措置等････････････････････････････Ｐ16

1. 病性鑑定材料の採材
2. 移動制限等の指示
3. 疫学情報の収集

　　３　陽性判定時に備えた準備応 ･････････････････････････････････････Ｐ17

４　家畜保健衛生所による病性鑑定等････････････････････････････････Ｐ17

　　　（１）病性鑑定の実施

　　　（２）病性鑑定の依頼

　　５　モニタリング検査等で発見された場合の対応･･････････････････････Ｐ17

1. ウイルスが分離された場合
2. ウイルスが分離されずに血清抗体検査のみが陽性となった場合

　　６　食鳥処理場から高病原性鳥インフルエンザを疑う旨の届出を

受けた場合の対応･･････････････････････････････････････････････Ｐ18

　　　　（別表５）高病原性鳥インフルエンザ防疫対策フロー･･････････････Ｐ19

（別表６）発生農場等の府の公表基準････････････････････････････Ｐ20

（別表７）通常想定される検査の流れ････････････････････････････Ｐ21

第５　病性の決定

１　病性の判定････････････････････････････････････････････････････Ｐ22

（１）異常家きんの届出・通報があった場合

（２）モニタリング検査で発見された場合など臨床的異常所見を伴わず検査結果が陽性となった場合

　　２　患畜及び疑似患畜･････････････････････････････････････････････Ｐ22　　　　　　（１）高病原性鳥インフルエンザ

（２）低病原性鳥インフルエンザ

　　３　農場監視プログラムの対象家きん････････････････････････････････Ｐ24

第６　病性の決定後の対応･･････････････････････････････････････････････Ｐ25

（１）対策本部会議の招集

（２）情報提供

（３）発表

（４）防疫措置に必要な人員の確保

（５）農林水産省等からの派遣

（６）公示、通報及び報告

第７　発生農場における防疫措置

１　基本事項･･････････････････････････････････････････････････････Ｐ27

２　防疫措置実施に関する留意事項･･････････････････････････････････Ｐ27

３　と殺･･････････････････････････････････････････････････････････Ｐ28

４　死体の処理････････････････････････････････････････････････････Ｐ28

５　汚染物品の処理････････････････････････････････････････････････Ｐ29

６　消毒等････････････････････････････････････････････････････････Ｐ29

７　防疫従事者の入場時及び退場後の対応････････････････････････････Ｐ29

８　家きんの評価･･････････････････････････････････････････････････Ｐ29

第８　通行の制限

　　１　発生農場周辺の通行の制限又は遮断･･････････････････････････････Ｐ31

２　７２時間経過後の措置･･････････････････････････････････････････Ｐ31

３　通行の制限等の手続き、標示等･･････････････････････････････････Ｐ31

第９　移動制限区域及び搬出制限区域の設定

　　１　 制限区域の設定･･･････････････････････････････････････････････Ｐ32

　　　（１）高病原性鳥インフルエンザの場合

　　　（２）低病原性鳥インフルエンザの場合

　　　（３）制限区域の設定方法

　　　（４）家きんの所有者への連絡

　　　（５）移動制限区域内及び搬出制限区域内の農場への指導

　　２ 制限区域の変更･････････････････････････････････････････････････Ｐ33

　　　（１）制限区域の拡大

　　　（２）制限区域の縮小

　　３ 制限区域の解除･････････････････････････････････････････････････Ｐ33

（１）高病原性鳥インフルエンザの場合

　　　（２）低病原性鳥インフルエンザの場合

　　４　制限の対象････････････････････････････････････････････････････Ｐ34

　　５　制限の対象外･･････････････････････････････････････････････････Ｐ34

　　　（１）移動制限区域内の家きん卵（種卵を除く）のＧＰセンターへの出荷

　　　（２）移動制限区域内の家きんの食鳥処理場への出荷

　　　（３）移動制限区域内の種卵のふ卵場への出荷と当該種卵から生まれたひなの出荷

　　　（４）移動制限区域内のふ卵場のひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）の出荷

　　　（５）搬出制限区域内の家きん・家きん卵（種卵を含む。）・ひなの食鳥処理場・GPセンター・ふ卵場・農場への出荷

（６）制限区域外の家きん・家きん卵（種卵を含む。）・ひなの移動制限区域内の食鳥処理場・GPセンター・ふ卵場・農場等への出荷

（７）敷料等の処分のための移動

（８）制限区域外の家きんの死体の処理施設への移動

（９）制限区域外の家きん等の通過

（１０）異状発見時の措置

　（別表７）移動・搬出制限の対象外の概要････････････････････････Ｐ35

第１０　家きん集合施設の開催等の制限

１　移動制限区域の制限････････････････････････････････････････････Ｐ36

２　搬出制限区域内の制限･･････････････････････････････････････････Ｐ36

３　汚染物品となる種卵が搬入されていることが判明したふ卵場の制限･･Ｐ36

４　制限の対象外･･････････････････････････････････････････････････Ｐ36

（１）ＧＰセンター等の再開

　（２）食鳥処理場の再開

　（３）ふ卵場の再開

　（４）事業の再度禁止

第１１　消毒ポイント

　　１　消毒ポイントの設置････････････････････････････････････････････Ｐ38

　　２　消毒ポイントの設置場所････････････････････････････････････････Ｐ38

第１２ ウイルスの浸潤状況の確認

　　１　疫学調査･･････････････････････････････････････････････････････Ｐ39

　　　（１）調査の実施方法

　　　（２）疫学関連家きん

２　制限区域内の周辺農場の検査････････････････････････････････････Ｐ39

　（１）発生状況確認検査

　　　（２）清浄性確認検査

　　３　１の（２）又は２の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応････Ｐ39

　　４　検査員の遵守事項･･････････････････････････････････････････････Ｐ39

第１３　ワクチン

緊急ワクチン接種について･･････････････････････････････････････Ｐ41

第１４　家きんの再導入････････････････････････････････････････････････Ｐ41

第１５　農場監視プログラム

農場監視プログラムの適用･･････････････････････････････････････Ｐ41

　（１）農場監視プログラムの開始

　（２）農場監視プログラムの終了

　（３）異常確認時の報告

第１６　発生の原因究明

　　１　調査の実施････････････････････････････････････････････････････Ｐ42

　　２　原因究明の分析・取りまとめ････････････････････････････････････Ｐ42

　　３　記録及び採材･･････････････････････････････････････････････････Ｐ42

第１７　その他

　　１　死亡野鳥等への対応･･･････････････････････････････････････････Ｐ42

　　２　相談窓口の運営････････････････････････････････････････････････Ｐ42